

### 後期高齢者医療

問合せ 市民課高齢医療・年金係 138 / 保険料の納税について…納税課 169

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。第2・第4土曜日の午前8時30分～正午は、市民課・課税課・納税課・会計課のみ窓口受付しています。

#### 保険証を更新します

現在の「水色」の保険証の有効期限は7月31日です。

8月1日から1年間有効の「青竹色」の保険証を、7月中旬以降に簡易書留（手渡しでの配達）で送付します。

※不在の時は「不在連絡票」が入りません。期限までに受け取ってください。

#### 医療費の負担割合

病院などで支払う医療費の一部負担割合（1～3割）は、毎年8月1日を基準日として、前年中の所得および収入により判定されています。判定の基準については、保険証に同封した「後期高齢者医療制度のしくみ」を確認してください。

※3割に判定された方で、基準収入額適用により対象外となると思われる方には、6月下旬にお知らせを送付しています。

#### 各種認定証の更新

過去に交付されたことがあり、8月1日以降交付対象となる方には、7月下旬に新しい認定証を普通郵便で送付します。有効期間は1年間です。

■限度額適用・標準負担額減額認定証  
保険適用の医療費などの支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食

費が軽減されます。

対象 自己負担1割で世帯全員が住民税非課税の方

#### 限度額適用認定証

保険適用の医療費などの支払いが自己負担限度額までとなります。

対象 自己負担3割で被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方

これまで交付されたことがなく、今回交付を希望する方は申請が必要です。人工透析が必要な慢性腎不全など一部の疾病については、医療機関窓口での医療費の支払いが軽減されることがあります。詳しくは問い合わせてください。

#### 今年の12月2日から、マイナンバーカードと保険証が一体化

12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、それ以降、紙の保険証や認定証の新規交付は終了となります。

それまでに交付された証は内容に変更がなければ、有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。

詳しくは、保険証と同封の案内文書を確認してください。

#### 保険料決定通知書を送付

7月に、後期高齢者医療保険に加入している方（被保険者）に、令和5年中の所得金額に基づき決定された後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。納付方法など詳しくは決定通知書の案内文書を確認してください。

#### 保険料の軽減

被保険者や世帯主の所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。

#### 介護保険施設を利用する方は介護保険負担限度額認定の手続きを

介護保険施設の居住費（滞在費）・食費は原則全額自己負担ですが、所得が低い場合、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

認定の有効期間 8月1日（または申請日の属する月の初日か転入日）～翌年7月末

対象 次の(1)(2)両方にあてはまる方

(1)世帯全員が住民税非課税であること。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税であること

(2)本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が次の①～④以下であること

①生活保護受給者・高齢福祉年金受給者  
単身…1千万円以下  
夫婦…2千万円以下

②課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が80万円以下の方

③課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方

④課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が120万円超の方



単身…550万円以下  
夫婦…1550万円以下

④課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が120万円超の方  
単身…500万円以下  
夫婦…1500万円以下

※「配偶者」には内縁関係の場合を含みます。

※負担限度額認定を受けるには申請が必要ですが、必要書類など詳しくは市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。



#### 引き続き負担限度額認定を利用する方は更新の手続きを

すでに「介護保険負担限度額認定証」を持っている方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

### 介護保険

問合せ 高齢福祉介護課【制度や保険料について…介護保険係 149 / 要介護認定について…介護認定係 146】 / 保険料の納付について…納税課 179

#### 保険料額決定通知書・納入通知書を送付

7月上旬に、65歳以上の方（第1号被保険者）に令和6年度の介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。

◆65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料  
前年の合計所得金額などに応じた負担になるように16段階に区分されます。

※詳しくは、決定通知書または市公式サイトを  
確認してください。



◆40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料  
加入している医療保険によって金額や納め方は異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただきます。

#### 介護保険の認定を受けた方へ新しい介護保険負担割合証を送付

7月中旬に、要支援・要介護および事業対象者認定を受けた方に、負担割合

費が軽減されます。

対象 自己負担1割で世帯全員が住民税非課税の方

#### 限度額適用認定証

保険適用の医療費などの支払いが自己負担限度額までとなります。

対象 自己負担3割で被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方

これまで交付されたことがなく、今回交付を希望する方は申請が必要です。人工透析が必要な慢性腎不全など一部の疾病については、医療機関窓口での医療費の支払いが軽減されることがあります。詳しくは問い合わせてください。

#### 今年の12月2日から、マイナンバーカードと保険証が一体化

12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、それ以降、紙の保険証や認定証の新規交付は終了となります。

それまでに交付された証は内容に変更がなければ、有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。

詳しくは、保険証と同封の案内文書を確認してください。

#### 保険料決定通知書を送付

7月に、後期高齢者医療保険に加入している方（被保険者）に、令和5年中の所得金額に基づき決定された後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。納付方法など詳しくは決定通知書の案内文書を確認してください。

#### 保険料の軽減

被保険者や世帯主の所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。

#### 介護保険施設を利用する方は介護保険負担限度額認定の手続きを

介護保険施設の居住費（滞在費）・食費は原則全額自己負担ですが、所得が低い場合、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

認定の有効期間 8月1日（または申請日の属する月の初日か転入日）～翌年7月末

対象 次の(1)(2)両方にあてはまる方

(1)世帯全員が住民税非課税であること。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税であること

(2)本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が次の①～④以下であること

①生活保護受給者・高齢福祉年金受給者  
単身…1千万円以下  
夫婦…2千万円以下

②課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が80万円以下の方

③課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方

④課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が120万円超の方



単身…550万円以下  
夫婦…1550万円以下

④課税年金収入額+年金以外の合計所得金額+非課税年金収入の合計額が120万円超の方  
単身…500万円以下  
夫婦…1500万円以下

※「配偶者」には内縁関係の場合を含みます。

※負担限度額認定を受けるには申請が必要ですが、必要書類など詳しくは市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。



#### 引き続き負担限度額認定を利用する方は更新の手続きを

すでに「介護保険負担限度額認定証」を持っている方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。